

第十七條

第十八條

第十九條

第二十條

第二十一條

第二十二條

第二十三條

此の場合において計論を用いず議長は会議に諮ひ之を決する
 議事中は氏名を唱へず議長は職名 議員は議席。番号を呼ぶも
 のとする
 此の規則の疑義は議長之に決し若しが序議員三分一以上の異
 議があるときは會議の決するところによる
 此の規則は議長又は議員三分一以上の発議がなければ改正増
 補又は削除等を議することとできない

第五章 議事日程

議長は全の終りに於て次日の議事日程を議員に報告する
 但し初日の會議に於ては議事を始める前之を報告する
 議員中緊急事件を議題とするため議事日程変更の動議を提出し
 議員三分一以上の賛成があるときは議長は之を議會に諮ひ可否を
 決する
 議長自ら緊急事件と認めるが町長又は其の委任若しは囑託を受け
 た者の請求があるときは議長は之を議會に諮ひ計論を用ひず之
 を決し議事日程を変更することとできる
 議事日程を定めたる事件中當該議事に至らないときは議長は更に
 其の日程を定めたる議員に報告する
 議事日程を定めたる後其の當日會議を用くことができない後日
 會議を用くときは前に報告した日程による

第六章 讀 公

第三十四條

會議事件は議題とし、議長は之を宣告するに於て、議長は必要と認める場合は、数件を一括して議題とするに於て

第三十五條

議會は第一読会、第二読会、第三読会に區別し、議長は於て緊急議

第三十六條

決するに當り、議長は之を宣告するに於て、議長は必要と認める場合は、数件を一括して議題とするに於て

第三十七條

議長は、説明を受ける。は第一読会に於て之をしないときは、ならな

第三十八條

第二読会においては、議長は逐條審議する。は第一読会に於て之をしないときは、ならな

第三十九條
第四十條

議長は、逐條審議の順序を変更し、又は数條を連ね若くは一條を分

第四十一條

第二読会においては、議長は逐條審議する。は第一読会に於て之をしないときは、ならな

第七章 提案動議

第三十二條

第三十三條

第三十四條

第三十五條

第三十六條

第三十七條
第三十八條

第三十九條

第八章 發言

議員は、發言し、或は動議を提出するに於て、議長は之を宣告するに於て、議長は必要と認める場合は、数件を一括して議題とするに於て

議長は、發言し、或は動議を提出するに於て、議長は之を宣告するに於て、議長は必要と認める場合は、数件を一括して議題とするに於て

第三十九條

之に異議あるときは會議の決する
計論が未だ終らなかつても議長が論旨が既に盡きたと認められた場合
は之を議會に終つたものと爲す
議長が町の一一般事務について質問しよつとするとときは議事に先
立ってこれを書き出すものとす
前項の質問を行ふためには簡明
な質問趣旨書を作り賛成者三名以上の連署を以つて予め議長に
提出しなければならぬ
但し緊急を要するときはこの限りでない

第八章 委員

第四十條

會議に上提中の事件について内議を要するときは議長の意見又
は議員五名以上の要求により全議員を委員となし議事を開くこ
とが出来る

第四十一條

但し異議のあるときは會議の決を採る
前項の委員は議長副議長を以て之に充てる
議案の審査その他について必要あるときは議長の見解若しは議員
一名以上の請求により會議に諮り委員を設けることが出来る

第四十二條

委員は議員が選舉する
委員の数は奇数としその員数は會議
決するところによる
委員選舉の方法は單純無記名投票とし得票数同じのときは抽籤
を以て決定する

第四十三條

但し會議において議長が指名に委することから出来る
第一回の委員會は議長これを招集し委員長副委員長各一名を五
送せしめる

第四十四條

委員長決定後の委員會は委員長と委員長の委任及び罷免する
故障のあるときは副委員長がその代理をする
委員の数は三分の一以上の請求があるときは委員長は必ず之を招集
しなればならぬ
委員長の請求あるときは副委員長は第四十二
條の規定を準用する

第四十五條

委員の審査は會議の附託した事件以外に亘ることから出来ない
委員長の審査は委員會の議事を整理しその経過及び結果を會議に報告
する
但し委員の少数者の意見は別に之を報告することから出来る

第四十六條

委員は委員半数以上出席しなければならぬ
委員の過半数により之を決定し可否同数のときは委員長之を決定す
る

第四十七條

但し委員長の委員會において議長に加はることから出来ない
委員の附託した事件の審議者若しは勸議提出者はその委員會に列
して事件の說明が出来る

第四十八條

但し委員會の議事は議員以外に者へ傳授を許さない
委員會の議事は議員以外に者へ傳授を禁ずることから
出来る

第九章 採決

第四十九條

議長は採決しようとするときは議題を指示して採決に附する旨
を會議に通告しなればならぬ
議長採決を宣告した後何人もその議題について發言すること

議長採決を宣告した後何人もその議題について發言すること

第五十一條

第五十二條

第五十三條

第五十四條

第五十五條

第五十七條

議決の順序は、先づ修正を大とし、原案を後とする。同
 一の議題に付ては、別々のものであることは議長が決定するところ
 から順次採決し、その区別の明でないものは議長が決定するところ
 による。
 採決の方法に異議があるときは、會議の文を採る。
 採決の方法は起立、起立投票及び無記名投票の三種とし、議長が適
 宜これを送用する。
 但し五人以上の異議あるときは會議に諮つて之を決す。
 議長起立によつて採決するときは會議問題を可とする者を起立させ
 可否の結果を宣告しなればならぬ。
 議長起立者數を認定し難いときは、又は前項の宣告に対し五人以上
 の異議があるときは書誌をして議員の氏名を点呼させ議員は
 起立して可否を表する。
 前項の氏名点呼につき異議を唱ふるもの五人以上あるときは議長
 は記名投票を以て表決とする。
 議員は自己表決の更正を求めるときは加できない。
 法令によつてその方法を規定してゐない選挙は單諾無記名投票
 又は會議の決議により議長指名をもつてする。
 氏名点呼又は投票を行ふときは議場の入口を開鎖する。
 氏名点呼又は投票を終つたとせば議長はその結果を宣告するもの
 とする。

第十章 會議錄

第五十九條

會議録には左の事項を記載するものとする

會議始終の年月日及時刻
出席議員の氏名
町長及び其の委任を受け議事に参与したる者の職氏名
書記の氏名
會議に付した事件の題目
議決の要旨
送審の願及送審者の氏名
法令若し會議規則に違ひ又は議場の秩序を紊し若し妨害を
齎したる者の處分に關する事項
再議又は再送審に付せられた事件の題目
その他必要と認める事項

第十一章
議場内の秩序

議場に入る者は洋服又は和織袴を着用し杖傘の類を携帯すること
議場内では静粛を守り私語飲酒喫煙その他議事の妨害となる言
動を禁止する
議事中は議長の許可を受けなければ議席を離れ又は退席すること
とが規定され
凡て議場に於ける秩序については議長之を定むる

第六十條
第六十一條
第六十二條
第六十三條

第六十四條

第六十五條

第六十六條
第六十七條

第十一章 懲戒

議員が町村制又は規則に違反したとき議長は議員三名以上の要求により会議の議決をもって退場を命じ或は五日以内限りその出席を停止するものとすることができる

附則

この規則の各條項の款義は議長これを決し異議あるときは会議に諮り決するものとす
福生村熊川村組合会々々議細則は之を廢止する
この規則は議決の日からこれを施行する

議案第三號

昭和二十二年東京都西多摩郡福生町歳入歳出豫算案

一金 壹百貳拾四萬九千參百八拾七圓也 歳入予算高
一金 壹百貳拾四萬九千參百八拾七圓也 歳出予算高

福巻第

號

昭和二十二年二月二十一日

福生町長代理助役 加藤市藏

殿

左記事件に付二月二十五日午前十時 第二回町會を本役場に招集
す

右告知します

記

議案第一號

財政調整積立金繰入の件

議案第二號

補助金交付の件

議案第三號

昭和二十一年度福生町歳入歳出豫算

議案第四號

一時借入金の件

議案第五號 歲計現金並蓄積金預入銀行に關する件

議案第六號 昭和二十一年度福生町歳入歳出豫算并流用議案

議案第七號 寄附受領の件

議案第八號 福生町所有給吏員年功加俸條例廢止に關する件

議案第九號 福生町税及其賦課徵收條例一部改正の件

建議第一號 福生町會會議規則設定議案

議案第十號 福生町手数料條例一部改正の件

(晝食準備の)

議案第一號

財政調整積立金繰入の件

昭和二十一年度福生町歳入歳出豫算編成に當り鋭意節減を計ったが諸物價の昂騰人件費の激増並に國家財政の方針未決定の爲に財源に不足を生じて國稅附加税の賦課率を制限内に止めて町民の負担の輕減を計る爲に財政調整積立金により金七萬圓也を繰入れるものとす

昭和二十一年二月十五日提出

福生町長代理助役 加藤市藏

議案第二號

左記団体は其の目的遂行に努力してその成績優良に付一層の發達を
圖る爲申請に基いて昭和二十二年當町費を以て頭書の通り
金額を補助するものとす

昭和二十二年二月二十五日提出

福生町長代理助役 加藤市藏

記

一金 百參拾圓也 福生町衛生會

一金 五百圓也 福生町農業會

一金 五百圓也 福生町実行組合聯合會

一金 壹百圓也 東京地方改良協會

一金 五百圓也 警所協會東京支部青梅支會

一金 壹千五百圓也 福生町青年團
 一金 五百圓也 福生町健康保險組合
 一金 八百圓也 同胞援護會福生町支部

別表

項	職名	宿泊料	日當
一	町長	四〇圓	二〇圓
二	町政收入	三五圓	一八圓
三	主事書託	三〇圓	一五圓
四	書記補	三〇圓	一二圓
五	雇傭人	三〇圓	一〇圓

議案第四号

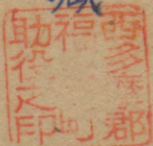
福生町吏員報酬額並費用解償額及其支給條例設定の件

町村制第八十四條の規定に依り福生町吏員報酬額並費用解償額及其支給條例を別紙の通り設定する

昭和二十二年一月二七日提出 即日原案可決

提案理由

東京都西多摩郡福生町長 代理助役 加藤 市藏



昨年十月 町村制の全面的改正に依り従来使用された名誉職の名稱が廃止となり然も各種の吏員に對する報酬及費用解償の支給が 町村制第八十四條に規定されたので現在の町村名譽職員報酬並實費解償額支給規程及「福生町町會議員及參與費用解償額及其支給條例」だけでは不都合となつたので之等を統一し新事態に即應して設定しようとするものである